

論 説

地域経済不均等発展論と不均衡是正の課題

内 山 昭

〈Abstract〉

This paper studies the issue of imbalanced development among the regional economies in Japan based on the theory of uneven development of regional economies.

Firstly we examined the various views of the theory and made clear the significance of the typification of regional economies in the theory.

Secondly we analyzed the actual state of the uneven development by using the demographic statistics of Japanese censuses and the UEA (Urban Employment Area) estimated by the theory of Prof. R. Kanemoto and Prof. K. Tokuoka. As a result, we found out a considerable increase of the imbalanced national land structure. Thirdly we propose a policy plan to improve its land structure, which is to move three millions employments from Tokyo area and other metropolitan areas to the local areas of medium sized and small city combined with rural area.

- 1 地域経済不均等発展論と地域類型論の核心的意義
- 2 地域経済不均等発展論の先行研究の成果と難点
- 3 地域類型論の先行研究と4類型論の提唱
 - 3.1 先行研究の成果と限界
 - 3.2 地域経済不均等発展論と4類型論の提唱
- 4 地域的不均衡の深刻化と検証
 - 4.1 国勢調査・都市雇用圏による検証
 - 4.2 不均衡是正の政策課題

はじめに

わが国が中長期的に解決を要する社会経済の根本問題の一つは、拡大する個人間・階層間の所得格差とともに、深刻化の一途をたどる地域間の不均衡・経済格差である。それは一方で情報、ヒト、モノ、カネの首都圏、大都市圏への過度集中、他方で中小都市・農村圏（厳密には、農林畜水産地域圏であるが、簡潔に農村圏と表記する）の衰退、雇用・人口の減少として表われている。近年の安倍政権の地方創生政策をはじめ、歴代政権は国土構造ないし地域間の大きな不均衡、さら

にその拡大は望ましくないものとし、全国総合開発計画、「国土のグランドデザイン」などの策定と実行によって不均衡の是正を図ってきたが、十分な成果を上げていない。

首都圏、大都市圏における雇用・仕事の縮減と中小都市・農村圏への雇用・仕事の分散・拡大は決して容易な課題ではない。人口5,000人以下の自治体において、居住者が若干なりとも増加している地域は存在するが、3万人以上の中小都市で雇用・人口増を達成したものはほとんどない。2010年代になると、県庁所在市においてもかなりの数、人口減少が始まっている¹⁾。

本稿は第1に、地域経済の不均等発展や地域類型に関する先行研究の成果を批判的に摂取した上で、不均衡がどの地域類型間に存するかという問題が不均等発展論において核心的意義を持つこと、及び20世紀後半以降、日本を含む先進工業諸国の国土・地域構造は、4つの地域類型に総括されることを示す。

第2に、地域経済の不均等発展と地域的不均衡がメガロポリス（第1類型、日本では首都圏、中京圏、京阪神圏）、及び大都市圏（第2類型、政令指定都市）と中小都市・農村圏との間に存することを人口指標などで統計的に検証する。

第3に、過度の地域的不均衡が効率性や全国土の保全、大災害による人的経済的被害を累増させるなどの観点から望ましくないことを踏まえて、その是正の政策課題を提起する²⁾。

1 地域経済不均等発展論と地域類型論の核心的意義

現代の主流派経済学である新古典派経済学は、完全競争下の市場経済における「資本、労働、技術」の自由な移動可能性と均衡への収束を仮定する。一人当たり所得や失業率の地域的差異はその収束の過程で発生するとみなし、資本と労働がより高い利潤率や賃金を求めて地域間移動を不断に行うから地域間格差は長期的には解消し、地域的不均衡や経済格差は一時的現象と考える。この学派では、地域経済の不均等発展は理論問題としては存在しないと言ってよい。

しかし新古典派経済学者の有力な一部には地域経済の不均等発展や地域的不均衡は経済発展の必然的結果であって、この存在自体はきわめて合理的だとする八田達夫氏らの考え方がある。その論理は次のようなものである。産業構造の高度化によって大都市に労働力や人口が集中するのは、集積の利益を求めてのことであり、これによって経済効率が高まり、経済成長が達成される。地域間の不均衡を否定的に捉え、「国土の均衡ある発展」「都心への集中抑制」を図るために容積率の規制や工場の大都市立地の制限は集積の利益を犠牲にし、経済成長を抑制してきた。2000年以降、都心回帰が進行して都心のオフィスが増加し、就業者密度が向上したのは「均衡ある発展」の政策を放棄・転換し、容積率が拡大し、規制が廃止されたからである。八田氏らの主張は次の叙述に端的に表れている。「経済が成長すれば、国土は不均等に発展する。したがって国土の均衡を保て、ということは「経済を成長させるな」ということと同じである。」「都心集中を抑制することは、都市の存在を否定することである。1970年以来、日本では容積率のメリットを無視して、容積率規制という道具を使って都市の成長を抑えてきた³⁾」

これに対してマルクス派の経済学や政治経済学では企業間、産業間、地域間、資本主義諸国間の不均等発展は、その生成期から21世紀の今日に至るまで資本主義経済の一般的法則であると考

えてきた。産業間の不均等発展はこれまで農工間のそれとして発現し、工業の集積地である都市と農林畜水産業（以下農業と呼ぶ）を主要産業とする農林畜水産地域（以下、農村と呼ぶ）との間に経済発展地域と停滞地域という差異、ないし格差が作り出された。それは、工業やこれにけん引される商業の付加価値生産性が、農業よりも高く、都市や大都市への富、労働力、人口の集中と中小都市、農村でそれらのウェイトが減退してきたことに基づく。現代ではこれを根底にしつつ、地域経済の不均等発展、ないし国土構造の著しい不均衡は情報、ヒト、モノ、カネなどの首都圏・大都市圏への過度集中・経済発展と中小都市・農村圏の停滞・人口減少として表れている。本稿では一国の領域全体を国土、一国及び国民経済の構成部分を国内地域（以下、簡単に地域。他方で、東アジア、ヨーロッパなどの国際地域が存在する。）、地域経済と呼ぶ。国土、及び国民経済が複数の地域、複数の地域経済から成るというのは、この用語法による。

国際的には一部の後発諸国の経済成長率が先発諸国よりも高く、経済力（例えばGDP）や所得の差異が時とともに縮小することに表れる。19世紀末から第2次大戦に至る帝国主義諸国間の不均等発展は植民地再分割の戦争を不可避なものとし、20世紀後半以降は貿易摩擦や技術開発・直接投資をめぐる紛争の原因となってきた。他面で開発途上国の多くが政治的社会的安定を欠き、経済は停滞的で先進工業諸国との格差が大きい。ただし本稿では国内地域、特に日本における地域経済の不均等発展と、地域的不均衡の弊害を主題とするので、国際的な不均等発展の問題には立ち入らない⁴⁾。

戦後の経済復興を成し遂げた後の1950年代後半以降から今日に至る60年余の期間、日本の地域経済は不均等発展をつづけ、地域間の不均衡は今日も深刻化の一途をたどる。それは人口の集中・増加地域と減少地域への両極化、経済格差の拡大に端的に表れている。この傾向の諸要因は時期によって異なる。1950年代後半から1970年代前半にかけての高度経済成長期、70年代後半から80年代末にかけて経済大国を達成し、高い所得水準を維持した時期、90年代初頭のバブル経済破綻以降のデフレ経済、日本経済がグローバル資本主義の構成部分となった時期においてである。スピードの差異こそあれ、地域的不均衡自体は拡大してきた。

この背景には経済成長の態様の変化や経済構造の転換、ひいては人々の働く場、生活する場についての国民意識の変容がある。他方で政府は全国総合開発計画（第1～4次、1962～20世紀末）、「21世紀の国土のグランドデザイン」（1998年）「国土のグランドデザイン2050」（2014）など長期国土計画の策定、実施を通じて、地域経済の不均衡を是正する施策を講じ、一定の成果を上げたことは否定できない。しかし冷厳な現実が示すとおり、不均衡拡大に若干の歯止めとなったとしても、地域間の不均衡を是正し、この流れを阻止できたとは到底言えない。

地域経済の不均等発展に関して、国際的国内的に膨大な研究の蓄積がある。日本では1990年代以降、地域経済学や経済地理学の研究者によって取り上げられ、目立った研究の進展がある。不均等発展論の論点は多岐にわたるが、本稿では地域経済の不均等発展論と地域類型論の関係性に焦点を当てる。両者の関係性には2つの重要な論点がある。

一つは、地域経済の不均等発展が「どのタイプとどのタイプの地域類型間に存在するか」という問題を明確にすることである。この20年余の研究を見るに、いくつかの優れた研究があるものの、地域経済学、経済地理学研究の大勢において、この問題の意義が十分認識されず、解は与えられていない⁵⁾。

20世紀末までの研究では、地域的不均衡は暗黙のうちに都市と農村、首都圏とそれ以外の地方の間として総括されるきらいがあった。たしかに個別地域の研究や事例研究では大都市圏、首都圏、地方都市圏、あるいは広域圏という表現が用いられ、実態に迫り、政策課題を解明する成果が少なくないことは事実である。しかし、20世紀後半に形成された地域類型、首都圏、大都市圏、メガロポリス、広域中枢都市圏、地方中心都市圏、中小都市・農村圏に関して、また一国全体の地域構造＝国土構造について理論的総括がなされることはなかった。個別事例の実証研究と抽象理論の構築は異なる作業であるが、地域経済学の質的發展は両方の取り組みと、緊張ある相互交流なくしては、実りある展開は望めない。

もう一つの核心は、ある地域類型群と他の地域類型群との不均等発展が否定的意味を持つとき、どのような指標に照らして望ましくないかという問題である。より高度の工業化、商工業の拡大に伴って労働力や人口が、都市あるいは大都市圏に移動し、ここでの人口増加、全人口に占める割合が上昇することには一定の合理性が存在する。問題は、限度を超えて中小都市・農村圏から労働力・人口が過度に流出し、大都市圏に過度集中することにある。「限度を超える」か、否かは基本的に次の3点によって規定される。

(1) 工場、オフィス、労働力・人口が特定の地域、首都圏や大都市圏に集中し、地価、家賃、オフィス賃貸料の上昇、交通渋滞などで経済的効率を低下させるに至ること。

(2) 他方で、中小都市・農村圏で労働力・人口が過度に流出し、一定規模の農林水畜産業（以下、農業に代表させる）の維持可能性が喪失、ないし低下すること。一定規模の農業は一定水準の食料自給率を確保するために必要であるとともに、農業生産活動、および農村社会の存立は清浄な水や大気の供給に必要な河川や森林、山地、海浜など自然環境の保全のために不可欠である。食料や清浄な水、大気の十分な供給なくして都市、大都市圏で人々の生活は成り立たない。

(3) 首都圏、大都市圏への労働力・人口、工場・オフィス群の過度集中は巨大地震、津波、大風水害、大火災に際し、人的犠牲や物的被害、経済的損失が累増的加速度的に拡大する危険性を高めること。

これらの指標に照らして、地域間の発展速度の相違が「是正すべき地域的不均衡」であるか否かが評価される。1950年代後半以降の重化学工業化と高度経済成長期、大量の農村人口が大都市、都市に移動したが、1960年代後半以降、地域格差是正が経済政策の主要課題の1つになるように、地域経済の不均等発展が上記3指標に照らして「限度を超えた集中、他方での停滞・疲弊」状態に達した。しかも是正政策の展開にもかかわらず、不均衡が拡大、深刻化してきたと言える。3指標の内容は国民生活の必須の条件に関わり、それらが損なわれるにつれて、国民の生存への脅威が増してゆく。このことはとりもなおさず、現代の資本主義システムが不健全性の度合いを高めたことに他ならない。⁶⁾

2 地域経済不均等発展論の先行研究の成果と難点

地域経済の不均等発展の実態と問題性、政策課題を明らかにするためには、地域経済の現代的類型の理論化、すなわち不均等発展が基本的にどのタイプとどのタイプの地域類型間に存在する

【表1】 人口集中地区人口の動態

年	市数	DID 数	総人口 (万人)	市部人口 (万人)	DID 人口 (万人)	市部人口比 (%)	DID 人口比 (%)
1960	561	891	9,430.1	5,967.7	4,082.9	63.3%	43.3%
1965	567	1,002	9,920.9	6,735.6	4,726.1	67.9%	47.6%
1970	588	1,156	10,466.5	7,542.8	5,599.6	72.1%	53.5%
1975	644	1,257	11,193.9	8,496.7	6,382.2	75.9%	57.0%
1980	647	1,320	1,170.6	8,918.7	6,993.4	76.2%	59.7%
1985	652	1,368	12,104.8	9,288.9	7,334.4	76.7%	60.6%
1990	656	1,373	12,361.1	9,564.3	7,815.2	77.4%	63.2%
1995	665	1,389	1,255.7	9,800.9	8,125.4	78.1%	64.7%
2000	672	1,359	12,692.5	9,986.5	8,280.9	78.7%	65.2%
2005	751	1,334	12,776.7	11,026.4	8,433.1	86.3%	66.0%
2010	786	1,319	12,805.7	11,615.6	8,612.1	90.7%	67.3%
2015	791	—	12,709.5	11,613.7	8,686.8	91.4%	68.3%

出所：国勢調査より作成。

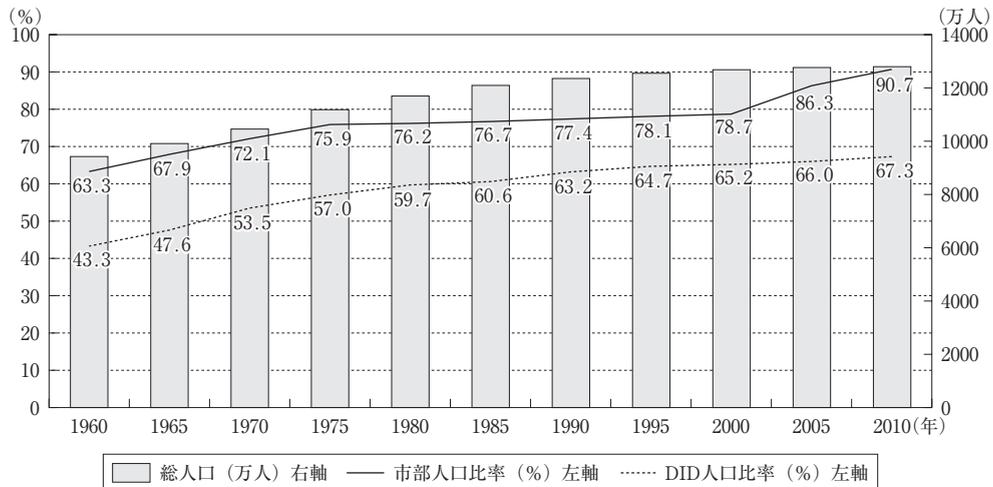
かという問題が理論的に総括されねばならない。その如何によって、地域経済学の「体系性のレベル」が問われる。

19世紀の資本主義の興隆期、英仏独などヨーロッパの主要国やアメリカにおいてロンドン、パリ、ニューヨークに見るように大都市形成期ではあったが、国土構造は基本的に都市（的地域）と農村（的地域）という2類型から構成されたと言ってよい。日本では第2次大戦前にも商工業の発展とともに都市化が進行していたが、都市人口（市部人口）は1945年時点で30%未満（国勢調査27.8%）にとどまり、農村人口が70%以上を占めていた。1950年代後半からの高度経済成長期に農村人口の流出と都市化が進行し、1970年に都市人口は70%（同72.1%）を超える。その後も農村人口の流出とともに、都市内部での出生人口の増加によって都市人口は増加を続け、2000年には78.7%に達する。

1960年代までは市部人口は都市人口に近似していたが、行政市、特に中小都市では農業地域を含み、そこに一定数の人口が居住するから、市部人口そのものが都市人口ではない。また新世紀に入って平成の大合併が行われ、かなりの農村地域が市部に編入されるとともに、かなりの数の行政市が誕生し、市部人口と都市人口との乖離が大きくなっている。国勢調査の人口集中地区人口（Densely Inhabited District, DID）は事実上市街地、ないし都市的地域と考えることができるから、この総計は都市人口により近似の数値である。DIDのウェイトは1960年43.7%（4,082.9万人）、1970年53.6%（5,599.6万人）、2000年65.2%（8,280.9万人）、2010年67.4%（8,612.1万人）であり、新世紀には全人口の3分の2以上が都市的地域に居住している。（表1、図1参照）⁷⁾

わが国において戦後いち早く地域経済の不均衡発展に着目したのは、島恭彦氏の労作『現代地方財政論』（1951）である。戦後復興と民主化措置の中で農村地域の中小自治体の財政（多くの町村）は、中学校教育の義務教育化等によって財政危機に直面し、これはとりもなおさず農村社会

[図1] 人口集中地区人口の動態



出所：表1に同じ。

の危機をも意味した。シャープ勧告(1949)による地方財政の改革、すなわち独立税主義と平衡交付金制度(地方財政調整制度)を2つの柱とする改革で、財政的に弱小である農村財政は平衡交付金で支えられるはずであった。財政学的には、地域経済の不均等発展論は「地方財政調整」、すなわち財政力が中低位にある地方団体(自治体)を財政移転によって支える制度を説明する意義をもった。しかし「地域間の支配と従属の関係は地域的不均等発展の最も重要な側面である」と総括し、農村財政、農村社会の危機が、地域経済の不均等発展による地域間の支配従属関係からもたらされているからだとする。それは企業内分業や企業間関係を介した資本による地域支配、中央政府と府県・市町村との関係を通じた中央による地方支配として表れる。

島氏の財政学の視点、特に地方財政における富裕団体と貧困団体の財政力を調整する視点からの地域経済の不均等発展論は1960年代から70年代に至るまで強い影響力を保持し、地域経済学の立場からの新たな展開は見られなかったと言ってよい。

中村剛治郎(1975)は、島説の帰結が資本による地域支配、大都市による地方都市や農村の支配従属関係の強化に収斂させる傾向があることを批判し、「地域的不均等発展論は、現代における多様な地域間分業の発展を基礎とする多様な都市の形成として不均等を捉えるところに意義がある⁸⁾」として、これを地域経済学の理論として再構築を試みる。地域経済の不均等発展論が本格的に展開されるのは独占(寡占)資本主義の段階、特に不均等や都市問題、過疎問題、公害環境問題が深刻化する20世紀後半である。同氏の成果は資本主義に不可避の不均等発展法則、個々の企業、個々の産業部門、個々の国の経済発展の不均等発展と地域経済の不均等発展との関係を明確にしたこと、換言すると前者から後者の法則を理論的に導出し、十分ではないものの、その対象と課題を示したことにある。

さらに当時、次のように主張したことを高く評価したい。「地域経済の不均等発展を法則として問題にするとは、……資本主義の危機の発現を意味する地域問題を生み出す地域的不均等を取り上げることでなければならない。」(中村(1975) p.85) 不均等発展が是正を求められるのは、発展の両極である首都圏・大都市圏と中小都市・農村圏において国土利用や、産業上、国民生活上

の問題が多発し、深刻化するからである。同氏において地域類型論を定立したうえで、地域問題の分析や地域政策論が展開されることになれば、この指摘は輝きを一層増したと考えられる。しかし、様々な規模、タイプの都市を分析しながら、歴史的制約を受けて、理論的には都市・農村2分論の枠組みにとどまっていたことが惜しまれる。

わが国の地域経済学の研究において1980年代までは都市、農村という2つの地域類型が主流で、大都市、地方中心都市、産業都市などの用語は散見されるにせよ、地域的不均等発展は都市と農村の間に存在するとの認識が支配的であった。あるいは、暗黙の想定であったと言ってよい。例えば、宮本憲一（1982）は「地域経済学の体系」を志向した記念碑的労作であるが、書名が『現代の都市と農村』であり、自ら「本書は現代の都市と農村の政治経済学的考察の書」（p13）と述べるように2つの地域類型を基礎とした。宮本氏の地域経済論の体系は「1. 地域経済構造, 2. 地域問題の政治経済学, 3. 地域政策の政治経済学」（p12）の3段階で構成される。「1. 地域経済構造」の内容は、都市経済、農村経済、都市と農村の経済関係、地域経済不均等発展であり、「2. 地域問題の政治経済学」は都市問題、農村問題、国土問題の各政治経済学である。このように基本視角は都市、農村という2つの地域類型からのアプローチであるが、実際の展開では、「大都市圏の経済構造」（第2章の2）、地方基幹都市の興隆（第2章の4、筆者は地方中心都市と呼ぶ）が立論され、分析されている。農村に関しては、「戦後農村の変貌（第6章）」、「農村経済と農村問題の実態（第7章）」と2章を充てているが、ほとんどの農村地域が中小都市と経済生活圏を一体化しつつある点の認識を欠き、電化など農村への都市的生活様式やモータリゼーションの普及が果たす経済生活圏の形成に対する役割、意義を十分評価していない⁹⁾。

地域経済の不均等発展に関して、同書は独立した章節を設けていないが、「第1章の4. 現代資本主義の大都市化」の冒頭の1項を「地域経済の不均等発展と大都市圏」とし、次のように述べる。「現代は産業革命に次ぐ第2次都市化の時代と言ってよいが、その特徴は第3次産業人口を中心とした業務地域のある都心を核にして、広域の大都市圏が形成され、それが国民経済の中で指導的な役割を果たしていることである。」地域的不均等論について具体的な記述はないが、事実上、大都市圏と農村地域との間に見出していると解釈できる。とはいえ、同氏にあっては単純な都市農村2分論ではなく、都市に関しては三大都市圏（京浜葉、名古屋、京阪神）、地方基幹（中心）都市を設定している。後者はおおむね府県庁所在市を指しているが、札幌、仙台、広島、福岡の各市をめぐましい人口増加の中にある当時の実情をふまえて「政治、経済、情報、文化の地方中枢管理機能都市」（同書 p66）と呼び、他の県庁所在市と区別している。惜しいことに農村地域を含んだ地域類型論を欠いたのであるが、これは当時、地域経済学に地域類型論の的確な位置づけがなかったことによる。地域経済の不均等発展がどの地域類型間にあるかということは決して所与のことではなく、体系的な地域類型論によってはじめて明確になる¹⁰⁾。

千葉昭彦（2006）は宮本・中村両氏の不均等発展論、「地域経済・地域問題・地域政策」から構成される地域経済学の体系を批判し、鳥説の「地域間支配従属関係論」を擁護するとともに、都市システム論の視点から新たな展開を図る。宮本・中村両氏が「地域経済と地域問題」を分析上区別することの意義は認めつつも、後者について「集積の問題として都市問題（政策課題は社会資本整備）と日本経済の歪みとしての農村問題（政策課題は内発的發展）」が分離されるとし、次のように批判する。「地域問題発生の原因となる地域間関係が取り上げられることは少ない。

……それは地域問題を引き起こす原因（地域間支配従属関係：筆者注）に対する対応（解決）が検討されていないからだ。¹¹⁾（千葉 p. 23）そして阿部和俊氏（1991, 2004）の「地域間関係としての都市システム論」に依拠して、「地域的不均等発展によって……各経済主体の意思決定機能の偏在（階層構造的な地域間関係：筆者注）が作り出され、この偏在こそが地域間支配従属関係を構成する。これは都市システム論が描く構図としてみることができる」（千葉 p. 30）と結論付ける。

千葉氏は総括的な地域類型論を示していないものの、次の地域類型の表現が見られる。三大都市圏（東京、名古屋、大阪）、広域中心都市・地方中枢都市（札幌、仙台、広島、福岡など、「広域中枢都市」と簡潔にしたほうが良いと思われる）、地域中心都市。これらの表現は、体系的な地域類型論の構築に大いに参考になる。千葉氏の宮本・中村説批判については、的を射ていることを評価しつつも、特定地域に固有の地域問題と地域間の支配従属関係という2つの問題は、「地域問題の分析・地域政策論」という1つのメダルの表裏というべきではないか。

さらに中村（2018）が、21世紀の地域経済不均等発展論の主要論点としてあげる5点のうち、注目すべき2点を紹介する。1つはICT（情報通信）革命やグローバリゼーションによって世界がフラット化する中で、地理的不均等化の深化を分析する複眼思考の要請である。もう1つは、自己決定権を基礎とした地域自給性と全国的国際的中心性とのバランス（半自給化半専門化）確保に対して、これを支援する新しい国家像や国際連帯の展望を明らかにすることである。

以上に検討した代表的な議論に見るように、地域経済学における不均等発展論は理論的レベルで「都市農村2分論の枠組み」を事実上前提していた。経済地理学や地域経済学における個別事例の実証分析には豊富な成果があったにもかかわらず、それらは必ずしも明確かつ体系的な地域類型論の構築につながらなかったのである。それは地域類型論の核心的意義に対する認識が希薄、¹²⁾ないし無自覚的だったからだと考えられる。

3. 地域類型論の先行研究と4類型論の提唱

3.1 先行研究の成果と限界

20世紀、特にその後半において重化学工業化を背景にメガロポリスや各地域ブロックにおける大都市の形成、中小都市・農村的な地域から大都市圏への労働力、人口の大量移動によって、国土・地域構造が大転換を遂げ、不均等発展の構造が大きく変容した。

ここには2つの問題がある。一つは、労働力、人口の圧倒的部分が居住するようになった都市地域、ないし都市圏をどのように類型化するかという問題、他の一つは都市的地域、農村的地域を含んだ類型化の問題である。これが適切に果たされて、地域経済の不均等発展がどの類型とどの類型との間に存在するかという問題に解が与えられ、各地域類型によって異なる政策論構築への道が開かれる。

総務省統計局は国勢調査における統計上の地域区分として、大都市圏と都市圏を定義している。大都市圏の中心市は東京都区部、及び政令市であり、中心市が近接している場合は1つの大都市圏とみなす。周辺市町村は、中心市への15歳以上の通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ、中心市と接続している市町村とする。これは2015年には次の11を

数える。札幌、仙台、関東（東京都区部、横浜、川崎、相模原、千葉、さいたまの各政令市が中心市）、新潟、静岡・浜松、中京、近畿（大阪、堺、神戸、京都の各政令市が中心市）、岡山、広島、北九州・福岡、熊本の各大都市圏。都市圏はその中心市が大都市圏に含まれない人口50万人以上で、かつ大都市圏と同じ基準の周辺市町村を持つ圏域である。2015年には宇都宮、松山、鹿児島¹³⁾の3都市圏である。大都市圏、都市圏の定義が単純な人口基準にもとづき、厳密な規定とは言えない。

国土交通省は3大都市圏（首都圏、中京圏、京阪神）のほかに3つの都市圏を設定する¹³⁾。

地方中枢都市圏：札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市と社会的、経済的に一体性を有する地域。第5次の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」では、高次都市機能の集積の拠点、広域国際交流圏の拠点としての中核拠点都市圏の一部、地方ブロックレベルでの拠点として位置づける。

地方中核都市圏：地方圏（東京圏、関西圏、名古屋圏の三大都市圏以外の地域）における県庁所在地や人口が概ね30万人以上の都市である地方中核都市と社会的、経済的に一体性を有する地域。「21世紀の国土のグランドデザイン」では、地域の自立的発展に向けた道県レベルでの拠点と位置づける。新潟、金沢・富山、静岡・浜松、岡山・高松、松山、熊本、鹿児島、那覇など。

地方中心・中小都市圏：人口が概ね30万人未満の都市である地方中心・中小都市と社会的・経済的に一体性を有する地域。「21世紀の国土のグランドデザイン」では多自然居住地域の拠点と位置づける。全国に50圏域。

国勢調査の定義と比較すると、都市圏、地域類型の多様性の総括に迫っているが、中核、中核、中心という形容が人口規模、圏域の広狭の基準にとどまっているとの印象が強い。

松原宏氏は地域を所与とした「地域の経済」論と区別するために、川島哲郎氏の提起による「経済地域」の議論を発展させ、圏域型とネットワーク型を経済地域の2類型とする。「圏域型は中心と面、生産拠点や流通拠点を中心に空間的に仕切られた圏域からなり、ネットワーク型は点と線、都市や産業集積からなるノードとネットワークから構成される¹⁴⁾。」通勤圏や商圏は前者の例であり、世界都市、地方中枢都市、県庁所在地都市は後者の例である。ICT革命の進展やグローバル資本主義の成立をふまえた地域類型論を構築するうえで非常に優れた着眼ではあるが、全国の諸地域や国土構造を把握するにはなお萌芽的であり、全面的な展開が望まれる。

政令市や中心市の人口基準などの素朴な地域類型論を超えて、圏域を単位とする整合的な地域類型論を展開したのは、金本良嗣・徳岡一幸両氏の「都市雇用圏理論」と圏域人口推計の研究である。両氏はすでに新世紀の初頭、アメリカの都市圏設定基準を批判的に摂取して日本の都市圏設定基準を作成し、都市圏の定義を与えるとともに、1980年以降の国勢調査に基づいて各都市圏人口を統計的に示した。行政上の市域は都市空間の一部にすぎず、一つのまとまりとしての実質的な都市空間は特定の市域を超えた「都市圏」として存在するとし、これを「都市雇用圏」と名付けた。一般的に都市圏は中心都市と、それと社会的経済的に密接な関係を有する周辺地域、すなわち郊外が統合された地域であるが、両氏はこれに具体的な基準を与えたのである¹⁵⁾。

両氏の都市雇用圏論は結論的に述べると、新しい都市圏定義の基準としてDID人口基準、従業常住比基準、都市圏内通勤率基準の比較検討、及び中心都市設定方式について「市町村複数中心」、「市町村単一中心」、「区市町村複数中心」の場合の都市圏数、都市圏人口を算出、比較考量

したうえで、「市町村複数中心の DID 人口基準が現時点では最も望ましい¹⁶⁾」とする。

従業員数比 市町村で従業する従業者数を、その市町村に居住する従業者数で割ったもの
DID 人口集中地区 (Densely Inhabited District)。中心都市は、DID 人口が一定以上、及び他都市圏の郊外になっていないことを条件とする。複数の中心都市の基準は、最初に抽出された中心都市の人口の3分の1以上か、10万人以上の人口である。

都市圏内通勤率基準

中心都市への通勤率10%以上のものを郊外市町村とする。10%以上という低い水準に設定されたのは、2つ以上の市町村のベッドタウンになっているケースがかなりの数に上るためである。

これらの指標による「都市雇用圏」は次の内容を持つ。

- (1)中心都市を DID 人口によって設定する。
- (2)郊外都市を中心都市への通勤率が10%以上の市町村とする。
- (3)同一都市圏内に複数の中心都市が存在することを許容する。

両教授は通勤率10%以上の DID 基準に基づく複数中心都市基準の圏域を、都市雇用圏 (Urban Employment Area) と呼び、大小2つに区分する。「中心都市の DID 人口が5万人以上の都市圏が「大都市雇用圏 (Metropolitan Employment Area)」, 1万人から5万人のものが「小都市雇用圏 (Micropolitan Employment Area)」である。両教授の推計によると、1995年の国勢調査では大都市雇用圏数118 (中心都市数132, 郊外市町村数1300), 人口1億0219.9万人 (全人口の81.4%) である。小都市雇用圏は160 (中心都市162, 郊外市町村481), 人口1285.1万人 (10.2%)¹⁷⁾ である。

東京大学の空間情報科学研究センターは1980年以降の国勢調査のデータから都市雇用圏数の算出と圏域人口推計を行い公表している。2000年に大都市雇用圏113圏域, 小都市雇用圏156圏域であったのに対し、2015年には前者が100圏域, 後者が122圏域である。DID 人口5万人以上, 未滿を基準としていることからわかるように、この2つの都市雇用圏の設定は単純に相対的な「大・小」を示すだけで、大都市や巨大都市 (メガロポリス) にかかわる都市雇用圏を意味するわけではないことを確認しておきたい。¹⁸⁾

都市雇用圏概念は今日の国土・地域構造を把握し、政策課題を析出するうえで、有効性がきわめて高いが、理論上の難点は、DID 人口5万人以上を大・都市雇用圏, それ以下を小・都市雇用圏と一括りにしたことにある。このため、都市・農村2類型論に代わる地域類型論の展開に進むことはなかった。試みに2015年の都市圏人口を基準にすると、100都市圏は次のように分類できる。人口規模が約90万人を超える。都市雇用圏 (政令指定都市を中心とする) は18ある。人口約40万人以上の都市圏 (多くの府県庁所在市など) は31, 20万人以上40万人未滿の都市圏は34, 人口20万人未滿の都市圏が17である。

人口規模の拡大につれて、単なる量的変化を超えて、構成地域や住民意識の多様性、財政構造など質的变化を伴う。これを踏まえてメガロポリス (巨大複合都市圏), 大都市圏 (3大都市圏以外の政令指定都市), 府県庁所在市を含む地方中心都市圏といった類型化が求められる。また公共交通の発展やマイカーの普及によって、いわゆる農林水畜産地域の経済活動や生活が中小都市と一体性を強めている。したがって原則として20万人以下の都市圏については中小都市・農村圏という農業農村地域を含んだ圏域類型の設定が必要になる。とはいえ、金本・徳岡両教授の理論, 上

記研究センターの国勢調査に基づく各都市圏の人口数算定（最新は2015年）の学術的意義はきわめて高く、のちに筆者の設定する各地域類型における人口規模に活用される。

小塩篤史氏は、有効性の高い地域活性化政策創造の視点から、すなわち「広狭の地域がどのような単位なのか認識することは、その活性化施策の実行可能性や応用範囲、潜在力の推定に重要な課題である¹⁹⁾」として、地域類型論を示している。それは農業農村地域を含んだ類型化の試みであり、20世紀後半に形成された地域構造を5つの地域類型に総括する²⁰⁾。

- 1) 大都市 5大都市圏（札幌、東京、名古屋、京阪神、博多）
- 2) 大都市郊外 5大都市圏への通勤者が50%以上の市区町村
- 3) 地方中核都市 国土交通省が定義した都市圏の中核都市（人口10万人以上で昼夜間人口比率が1以上。全国に77都市圏。都市圏内に2つ以上の中核都市がある場合もある。）
- 4) 地方中小都市 地方中核都市の周辺に存在する人口5～10万人の地方都市
- 5) 自然共生地域 上記4類型に該当しない地域（例として夕張市をあげる）

この類型化では都市圏数が82、人口は1億1,536.8万人（全国比90.9%、2000年国政調査）、都市圏面積は20.3万km²（全国比54.6%）である。

地域分類には国土交通省「新しい国の形『2層の広域圏』を支える総合的な交通体系—最終報告書」を採用し、これに基づいて人口10万人以上で、昼夜間人口比率が1以上の都市を核都市と定め、そこから公共交通機関で1時間以内に移動できる範囲（核都市の市役所から高速道路、特急列車を使わずに市役所・役場に到達できる市町村）を、1つの都市圏と設定した。5つの大都市圏と77の都市圏、計82への分類はその結果である。次いで全国7つの地域（北海道、東北、関東甲信越、東海、近畿・北陸、中国、四国、九州）について、都市圏人口、都市圏面積とその割合、5つの地域類型の将来人口の減少率、高齢化率の推計、保険医療分野の指標の検討を行っている。そして今後の研究課題として、地域活性化を自治体レベルだけでなく、都市圏という生態系でとらえる必要性をあげる。

小塩氏の類型化論は都市圏だけでなく自然共生地域を1つの地域類型としたこと、82の都市圏を析出したことなど少なくない成果を有するが、いくつかの難点を免れていない。1つは、大都市圏を5つに限定しているが、首都圏、中京圏、京阪神はメガロポリスというべき巨大な人口規模を有するから、1つの類型として独立させる必要がある。第2に、政令市を核都市とする大都市圏という類型化が求められる。100万人以上の人口規模の都市圏は、メガロポリスや50万人規模の都市圏との間に重要な質的違いを有すると考えられるからである。第3に、地方中核都市（人口10万人以上）という類型には一定の重要な意義があるが、政令市でない県庁所在市などを大都市圏と区別する意味で「地方中心都市圏」という表現が適切ではないか。

第4に、大都市郊外という類型は、郊外地域が核都市・中心都市と経済的役割（例えばベッドタウン）、政策課題において大きな違いがあることに基づくが、地域類型としては経済生活圏を表す大都市圏に含めて考える方がより合理的であろう。第5に自然共生地域は「農林畜産地域」とほぼ同義であるが、この地域の圧倒的部分は都市から分離されて存在するわけではなく、中小都市との一体的関係の中にある。大都市や地方中心都市の周辺にもこの地域は存在するが、農村地域の人口、面積で大きなウエイトを占める地域は中小都市の周辺に存在する。そして農村生活に電化など都市的生活が普及し、モータリゼーションや公共交通の発達によって、農村的地

〔表2〕 現代日本の地域4類型

	第1類型	第2類型	第3類型	第4類型
名称	メガロポリス	大都市圏	地方中心都市圏	中小都市・農村圏
記号	UUUU	UUU	UUR	URR
対象	首都圏 名古屋圏 京阪神圏	政令指定都市を中枢とする都市圏域 札幌 仙台 新潟 静岡 浜松 岡山 広島 北九州 福岡 熊本	県庁所在市、道県域内で高い地位にある都市を中心とする圏域	道府県域内の一定地域で形成される経済生活圏

注1：U：Urbanity は都市性を表し、Uの数の多さは都市圏の規模、都市性の強度を表す。

注2：R：Rurality は農村性であり、Rの数は圏域の広さ、農村性の強度を表す。

域は中小都市と一体的な経済生活圏を構成し、その有機的構成部分となっている。この点をふまえると、「中小都市・農村圏」という類型化がより適切だと考えられる。

3.2 地域経済不均等発展論と4類型論の提唱

地域経済不均等発展論の代表的な研究は、都市・農村2類型論に代わる現代的な地域類型論を欠いていたものの、他方で個別地域や個別都市・農村地域の実証研究において新しい地域類型論を示唆していたことも事実である。また金本・徳岡両教授の「都市雇用圏理論」は基本的な地域類型論を提示しなかったのであるが、わが国の各都市圏人口の精緻な推計を行うことによって「体系的な地域類型論」の導出を可能にしたと言える。小塩氏の5つの地域類型の提起は、やや根拠が脆弱であったとはいえ、単なる試み以上の積極的な意義を有した。

先行研究の批判的摂取から、筆者の地域類型論が導出される。それは以下の4つの地域類型に総括され、日本を含む先進工業諸国の国土・地域の基本構造を整合的に説明できる。（表2参照）

第1類型 メガロポリス（巨大複合都市圏） UUUU型

500万人以上の人口規模を有し、そのうちに複数の大都市自治体（政令指定都市、以下政令市と呼ぶ）を中心に10以上、ないし数十の自治体から編成され、首都圏（政令市横浜、川崎、相模原、千葉、さいたま、を含む）、中京圏（名古屋市）、京阪神圏（大阪、堺、神戸、京都の各政令市）に代表される。メガロポリスを構成する自治体、特に大都市は一定の幅があれ、相対的独立性を有する。大阪市、京都市、神戸市は京阪神メガロポリスを構成しつつ、各市の独立性はかなり高い。

第2類型 大都市圏 UUU型

人口70万人以上の政令指定都市を中心として周辺に広がる都市的地域、行政的には複数の市町村を含んで構成される。3メガロポリス内の10政令市を除く10の政令市（札幌、仙台、新潟、静岡、浜松、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市）を中心とする圏域である。大都市圏は通常、大規模道県の中核地域、仙台、広島、福岡の各大都市圏のように、複数の府県にまたがる広域の中核地域の性格を持つ。

第3類型 地方中心都市・農村圏 UUR型

大都市＝政令指定都市を有しない県の県庁（県政府）所在市を中心に、周辺の都市的地域、農村地域（農林畜水産地域）から構成される（以下、地方中心都市圏と呼ぶ）。この類型には人口規模の

大きい道，県における人口規模20-30万人以上の都市を中心とする圏域が含まれる。地方自治法252条（1996年施行）に基づく中核市は人口20万人以上（2014年までは30万人以上）を要件とするが，2015年から特例市（人口20万人以上を条件とする）の廃止・中核市との一体化に伴い，人口20万人未満であっても旧特例市は中核市となり得る（2020年4月まで）。中核市は2019年4月からは4市が加わって58市（2018年4月時点で54市）ある。このうち3メガロポリス圏22市，大都市圏域に含まれるものは4市（岡山県倉敷市，広島県呉市）計24市，そうでないものは34市（うち県庁所在市24）である。地方中心都市圏は中核市を含む，以下の都市を中心とする圏域から構成される。

3-1 県庁所在市：青森，盛岡，秋田，山形，福島，宇都宮，前橋，甲府，富山，金沢，福井，長野，岐阜，和歌山，鳥取，松江，高松，松山，高知，長崎，大分，宮崎，鹿児島，那覇の各市（以上，24中核市），水戸，津，山口，佐賀，徳島の各市を中心市とする都市圏（以上の計29）

3-2 県庁所在市以外の中核市：旭川，函館，八戸，郡山，いわき，高崎，福山，下関，久留米，佐世保を中心市とする10都市圏。

3-3 中核市以外の地方中心都市圏：中心都市人口15万人前後以上

首都圏の4都県（東京，神奈川，千葉，埼玉），愛知県，京阪神圏（大阪，兵庫，京都）については，地方中心都市の判断は政令市との関係，一体性の評価を必要とするから，ここでは便宜的に除外する。政令市のある道県についても同様の問題があることから，いったん省く。また県庁所在市に隣接する都市も省いて，性格がかなり明確な地方中心都市を以下に例示する。

日立，長岡，上越，富士，沼津，大垣，米子，宇部などを中心市とする都市圏。

第4類型 中小都市・農村圏 URR型

人口3万人から10万人未満の小都市，又は10万人以上の中都市を中心に，周辺の農林畜水産地域から構成される。この圏域では半世紀以上にわたって，雇用・人口減少が続いてきたが，日本の農林畜水産業の圧倒的部分はなおこの圏域において営まれ，その生産物を首都圏，大都市圏に提供している。人口20万人以下の市町村数は1,610自治体（全体は1,719，2015年国勢調査），このうち3万人以上の市町656，3万人未満の市町村954である。

改めて確認すると，地域類型論の目的は地域経済の不均衡発展がどの類型とどの類型との間にあるかを確定し，国土構造を的確に把握するためである。筆者の4類型論は，首都圏・大都市圏と中小都市・農村圏との間に，不均衡発展があり，深刻化しているということを含意する。この意味において，第2の大都市圏と第4の中小都市・農村圏が理論的には基本モデルである。しかし，わが国を含む先進工業諸国の国土構造の説明は，2つの基本類型だけでは明らかに不十分である。大都市や中小都市といっても人口規模や空間的広がり，経済的社会的機能がかなり異なり，そこから量的違いを超えた質的差異が生じる。大都市圏の複合型としてメガロポリス（第1類型，首都圏，中京圏，京阪神圏），中小都市・農村圏の拡大型，亜種として，県庁所在市などが核となる地方中心都市・農村圏（第3類型，以下，地方中心都市圏と呼ぶ）を措定したのは，この点を考慮したためである。わが国では，首都圏メガロポリスへの過度集中，肥大化がなお進行しているが，先進工業国では例外的である。他方，首都圏への一極集中は，韓国・ソウル，タイ・バンコク，メキシコ・メキシコシティなどの首都圏に典型を見るように，急速に経済発展を遂げた開発途上国に共通する現象であり，日本の国土・地域構造は途上国のそれとの濃厚な類似性を持つ。

地域類型論の政策論的意義は，市町村や府県といった地方政府の地域政策が短期的にも長期的

にも高い有効性を持つために、地域類型＝経済生活圏としての政策課題を明確にすることが欠かせないことにある。言い換えると、地域政策は地域類型としての圏域分析と市町村域分析が区別と統一において行われなければならないのである。

4 地域的不均衡の深刻化と検証

4.1 国勢調査・都市雇用圏による検証

次に地域経済の不均衡を、まず2000年と2015年の国勢調査にもとづいて府県別の人口動態によって確認しておこう。府県内部には多かれ少なかれ農業・農村地域が存在し、千葉県、埼玉県、愛知県、京都府、兵庫県などは大農業県でもある。しかし、府県別の人口増減が意味を持つのはメガロポリス、大都市圏への人口集中を反映するし、府県が地域政策の重要な主体であることによる。2000年の首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉の各都県）の人口は3,341.7万人、全人口の26.3%、（うち東京都は1,206.4万人、同9.5%）、愛知県704.3万人、同5.5%、近畿3府県（大阪、京都、兵庫）1,699.9万人、同13.4%、これら8都府県の人口は5,745.9万人、全人口1億2,692.5万人の45.3%を占める。

2015年には首都圏4都県の人口は3,612.9万人、全人口の28.4%（うち東京都1,351.5万人、同10.6%）、愛知県748.3万人、同5.9%、近畿3府県1,698.3万人、同13.4%、8都府県の人口は6,059.5万人、全人口1億2,794.4万人の47.7%を占めるに至った。15年間で8都府県の人口は313.6万人、全人口比2.4%ポイントの増加である。このうち首都圏4都県に271.2万人、同2.1%ポイントの増加（うち東京都は145.1万人、同1.1%ポイントの増加）、愛知県に44.0万人、同0.4%ポイントの増加である。近畿圏は京都府、兵庫県が若干減少し、3府県では大阪府で微増し、ほぼ横ばいである。この15年間にも東京、首都圏への人口集中はなお進行し、したがって労働力や雇用、富の集中が進んだことを反映する。（表3参照）

次に大都市圏を構成する政令指定都市（以下、政令市と呼ぶ）の人口動態を見る。首都圏には東京23特別区、及び川崎、横浜、相模原、千葉、さいたま、の5つの政令市がある。2000年から2015年にかけていずれの政令市においても人口が増加し、5市の人口合計は2000年の719.1万人から2015年815.3万人に、96.2万人増加、増加率13.4%である。名古屋市は同期間に217.1万人から229.5万人に12.4万人の増加、増加率5.7%である。京阪神の4政令市（堺市を含む）の人口は635.0万人、増加率3.0%である。ここでも首都圏の5政令市への集中度が高いことがわかる。（表4参照）

20の政令市のうち10都市、札幌、仙台、新潟、静岡、浜松、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市は、三大メガロポリス圏外に位置する。10都市の人口は2000年938.5万人、2015年には1049.8万人へと111.3万人の増加、増加率11.9%である。この増加率は首都圏の5政令市の13.4%に次ぐ高さであり、首都圏とともに、3大都市圏以外の大都市圏＝10政令市への人口集中が継続してきたことを示している。その大きな要因は高度経済成長期以来、札幌、仙台、広島、福岡をはじめとして首都圏などに本社を持つ企業の支店、営業所が多数立地し、支店経済の性格を強めてきたことである。これが政令市に大量の労働力、人口を吸引してきた。

[表3] 大規模8都府県の人口動態

	府県名	人口（万人）				増加率（%）
		2000(H12)	全人口比（%）	2015(H27)	全人口比（%）	
1	東京都	1,206.4	9.5	1,351.5	10.6	12.0
2	神奈川県	848.9		912.6		7.5
3	千葉県	592.6		622.2		5.0
4	埼玉県	693.8		726.6		4.7
	（1～4小計）	3,341.7	26.3	3,612.9	28.4	8.1
5	愛知県	704.3	5.5	748.3	5.9	6.2
6	大阪府	880.5	6.9	883.9	7.0	0.4
7	兵庫県	555.0		553.4		-0.3
8	京都府	264.4		261.0		-1.3
	（6～8小計）	1,699.9	13.4	1,698.3	13.4	-0.1
	8都府県合計	5,745.9	45.3	6,059.5	47.7	5.5
	全人口	12,692.5	100.0	12,709.4	100.0	0.1

出所：国勢調査より作成。

[表4] メガロポリスの人口動態

	名称（都市圏）	2010年			2015年		
		人口	DID人口	従常比	人口	DID人口	従常比
1	東京首都圏	3,449.8	894.5	1.62	3,530.3	927.2	1.72
2	名古屋	549.0	221.6	1.23	576.1	225.0	1.23
3	大阪	1,223.8	266.4	1.73	1,204.7	269.0	1.82
4	神戸	243.1	144.0	1.03	248.2	144.3	1.03
5	京都	267.9	140.3	1.12	280.1	140.7	1.14
	3-5小計	1,734.8	550.7	—	1,733.0	554.0	—
	合計	5,733.6	1,666.8	—	5,839.4	1,706.2	—

従常比：従業常住比 市町村で従業する従業者数を、その市町村に居住する従業者数で割ったもの。

出所：東京大学空間情報科学研究センター UEA（Urban Employment Area）人口表より作成。

金本・徳岡理論に基づく都市雇用圏（以下、都市圏と呼ぶ）人口は国政調査ベースで、首都圏メガロポリス（東京圏）が2010年の3449.8万人から2015年3530.3万人へと80.4万人の増加、増加率2.3%、京阪神メガロポリス（大阪、京都、神戸の各都市圏の合計）が1734.8万人から1733.0万人へと微減（1.8万人の減少、減少率0.1%）、名古屋メガロポリス549.0万人から576.1万人へと27.0万人の増加、増加率4.9%である。3つのメガロポリスの合計は同期間に5,733.6万人、全人口比44.8%から5,839.4万人、同45.9%へと105.8万人の増加、ウェイトは1.1%ポイントの増大である。中身では首都圏、名古屋圏がなお増勢にあるが、京阪神はほぼ横ばいである。

筆者による第2類型の大都市圏（UUU）は人口規模順（2015年）に福岡、札幌、仙台、岡山、

[表5] メガロポリス、政令指定都市の人口動態

	都市名	人口（万人）				増減（%）
		2000(H12)	構成比（%）	2015(H27)	構成比（%）	
1	首都圏	1,613.6	12.7	1,742.5	13.7	7.9
	東京23区	894.5	7.0	927.2	7.3	3.7
	さいたま	102.4		126.3		
	千葉	88.7		97.1		
	川崎	124.9		147.5		
	横浜	342.6		372.4		
	相模原	60.5		72.0		
2	名古屋	217.1	1.7	229.5	1.8	5.7
3	京阪神	635.0	5.0	654.2	5.1	3
	京都	146.7		147.5		
	大阪	259.8		269.1		
	堺	79.2		83.9		
	神戸	149.3		153.7		
6	札幌	182.2		195.2		
7	仙台	100.8		108.2		
8	新潟	50.1		81.0		
9	静岡	70.6		70.4		
10	浜松	58.2		79.8		
11	岡山	62.6		71.9		
12	広島	112.6		119.4		
13	北九州	101.1		96.1		
14	福岡	134.1		153.8		
15	熊本	66.2		74.0		
	政令10市合計	938.5	7.4	1,049.8	8.3	11.9
	全人口	12,692.5	100.0	12,709.4	100.0	0.1

出所：国勢調査より作成。

広島、北九州、浜松、熊本、新潟、静岡（以上、中心都市はいずれも政令市）の10都市圏である。総人口は国勢調査レベルでは2010年にピークの1億2,805.7万人（内閣統計局の推計では2008年の1億2808.4万人がピーク、以下同じ）から減少傾向に入り、2015年の国勢調査では96.3万人の減少であった。政令市についても次の8都市が2015年から2018年にかけて人口が減少している。減少数は北九州市15,691人（人口94.5万人）、神戸市9,865人（同152.7万人）、新潟市9,575人（同80.0万人）、静岡市9,573人（同69.5万人）、堺市8,293人（同83.1万人）、京都市6,203人（146.8万人）、浜松市3,955人（同79.4万人）、熊本市1,266人（同73.9万人）であり、この傾向は緩やかに継続するとみられる。

[表6] 大都市圏の人口動態

	名称（都市圏）	2010年			2015年		
		人口	DID人口	従常比	人口	DID人口	従常比
1	福岡大都市圏	249.5	140.5	1.21	256.5	148.6	1.22
2	札幌	234.1	184.6	1.01	236.9	189.9	1.01
3	仙台	157.4	93.1	1.13	161.2	100.1	1.11
4	岡山	153.2	47.8	1.06	152.6	49.2	1.05
5	広島	141.1	101.2	1.03	143.1	102.7	1.02
6	北九州	137.0	87.7	1.05	131.4	86.4	1.04
7	浜松	113.3	47.7	0.99	112.9	47.5	0.98
8	熊本	110.2	57.9	1.04	111.1	58.7	1.02
9	新潟	107.1	58.3	1.02	106.0	59.0	1.01
10	静岡	100.1	62.5	1.05	98.8	62.1	1.05
	S 合計	1502.9	881.3	—	1,510.5	904.2	—
	T 全国	12,692.5	8,612.1	—	12,709.4	8,686.8	—
	S/T (%)	11.8	10.2	—	11.9	10.4	—

出所：表4に同じ。

大都市圏人口では2015年に100万人前後から150万人未満が6都市圏（広島、北九州、浜松、熊本、新潟、静岡）、150～160万人台が2都市圏（仙台、岡山）、200万人以上が2都市圏（福岡、札幌）である。これらのうち、札幌、仙台、岡山、広島、福岡は程度の差異はあるものの、各地域ブロックの広域中枢都市の性格を持っている。（表6参照）

都市雇用圏の指標でみると、10大都市圏の人口は2010年1,502.9万人、全人口の11.8%、2015年1,510.5万人、全人口比ではほぼ横ばいの11.9%である。3メガロポリスと10大都市圏を加えた人口は2010年7,236.5万人、全人口比57.0%、2015年には7,349.9万人、同57.8%である。このように13の都市圏に全人口の約58%が居住するのであり、なお増勢にある。（表6参照）

控えめに次の2つの理由からも限度を超えた過度集中であり、地域間の不均衡是正が求められる。1つは大災害に際して、人的物的被害が甚大になることは明らかである。どの大都市圏で発生してもそうであるが、3メガロポリス、特に首都圏で例えば直下型大地震が発生した場合の人的物的被害、経済的社会的混乱は想像を絶するものとなろう。もう1つは異常に高い地価水準であり、オフィスの売買価格、賃貸料は高騰し、経済活動の効率性を大きく損なっている。また3メガロポリス、大都市圏での住宅価格、家賃は都心、郊外を問わず異常に高い水準であり、多くの人々は狭小な住宅での居住を強いられるとともに、郊外に1戸建て、マンションを求めた人々は長時間の通勤を余儀なくされている。不均衡是正の課題は今に始まったことではないが、創意工夫があり、実効性の高い政策の立案と実行が求められるゆえんである。

第3類型の「地方中心都市圏 UUR」は政令市ではない県庁所在市など道府県域において中心的機能を果たしている中心市・周辺市町村からなる圏域である。非政令市の県庁所在市は31あるが、滋賀県大津市と奈良市は、京阪神メガロポリスの構成地域であるので、これを除いた29県

庁所在地・都市圏の人口は2010年1818.9万人、全人口比14.3%、2015年には1811.2万人、同14.3%と若干減少下にある。2010年前後までは県人口が減少の中にあっても県庁所在地、及び周辺市町村の人口は増勢にある一方、他の市町村の多くは人口減少に見舞われて、府県内で労働力・人口の集中地域と縮減地域に2極分化の傾向があった。しかし近年多くの県庁所在地でも人口減少が表れている。都市圏ベースでみると2010年から2015年にかけて、29都市圏のうち増勢にあるのは、わずかに富山、金沢の2都市圏のみである。(表7参照)

県庁所在地のほかには都市圏人口25万人を超えるものが27あり、一部が政令市や3メガロポリスの郊外都市であり得るが、多くは地方中心都市圏と考えてよい。このうち2015年(国勢調査)に40~80万人が9都市圏(つくば市84.3万人、姫路市77.3万人、福山市75.3万人、四日市市62.3万人、太田市61.3万人、郡山市54.4万人、沼津市49.7万人、松本市44.7万人、久留米市43.1万人)である。人口25万人以上の27都市圏のうち33万人以上は11(旭川、函館、八戸、いわき、日立、成田、長岡、富士、大垣、豊田、沖縄の各市を中心とする都市圏)である。人口25万人以下は29都市圏(最大の米子市圏23.1万人から最小の蒲都市圏8.1万人まで幅がある)ある。この都市雇用圏設定はDID人口5万人以上の中心都市、通勤率10%以上の周辺市町村から構成されるから、圏域人口が25万人以下の都市圏であっても、古川市(茨城県)、上越市(新潟県)、伊勢市(三重県)、米子市(鳥取県)、宇部市(山口県)、新居浜市(愛媛県)、八代市(熊本県)などは地方中心都市圏と言ってよいであろう。

第4類型・中小都市農村圏については、DID人口が5万人以下のほとんどの都市雇用圏がこれにあたり、中心市の周辺に広大な農林畜水産地域が広がる。それは2015年122都市圏を数え、ここに居住する人口は1,173.7万人、全人口比9.2%である。(東京大学空間科学情報研究センターの公表資料に基づいて算出、以下同様)このうち人口20万人超の圏域は大崎(宮城県)、神栖・鹿島(茨城県)、那須塩原(栃木県)、小松(石川県)、上田(長野県)、東近江(滋賀県)、中津(大分県)の各市を中心市とする7圏域である。残りの115は20万人以下であり、そのうち10万人以下は75を数える。これらに代表される中小都市・農村圏は、21世紀以降も労働力・人口の流出が続き、農林畜水産業や地域社会の維持が困難な圏域がほとんどであるとみなして差し支えない。

4.2 不均衡是正の政策課題

地域類型の人口動態の検証が示すように、わが国における地域的不均衡の実情はきわめて深刻である。首都圏や大都市圏への過度集中の弊害を未然に防止するために、また一定の食料自給の確保や国土保全の必要から中小都市・農村圏の疲弊、荒廃、維持可能性の低下を克服するために、不均衡是正の基本政策の確立は喫緊の課題となっている。

基本政策の1つは第1類型・首都圏などのメガロポリス、第2類型・大都市圏から第3類型・地方中心都市圏、第4類型・中小都市農村圏への雇用と人口の移動・分散である。筆者は中期的な目標として300万人の雇用を含む人口500万人(雇用を含む)の移動を提起したい。内訳は首都圏から雇用200万人、人口330万人の移動、中京圏、京阪神圏からそれぞれ計80万人、136万人、大都市圏では人口増勢の続く4都市圏(札幌、仙台、広島、福岡)から20万人、34万人である。また第3、第4類型では外資の積極的導入、外国人労働者の受け入れを進めるべきであろう。

政策主体としては中央政府のイニシアティブが不可欠である。首都圏や大都市圏の府県、市町村、また住民のかなりの部分も雇用や人口流出に消極的であり、抵抗も予想されることから中央

[表7] 地方中心都市圏（県庁所在市圏）の人口と DID 人口

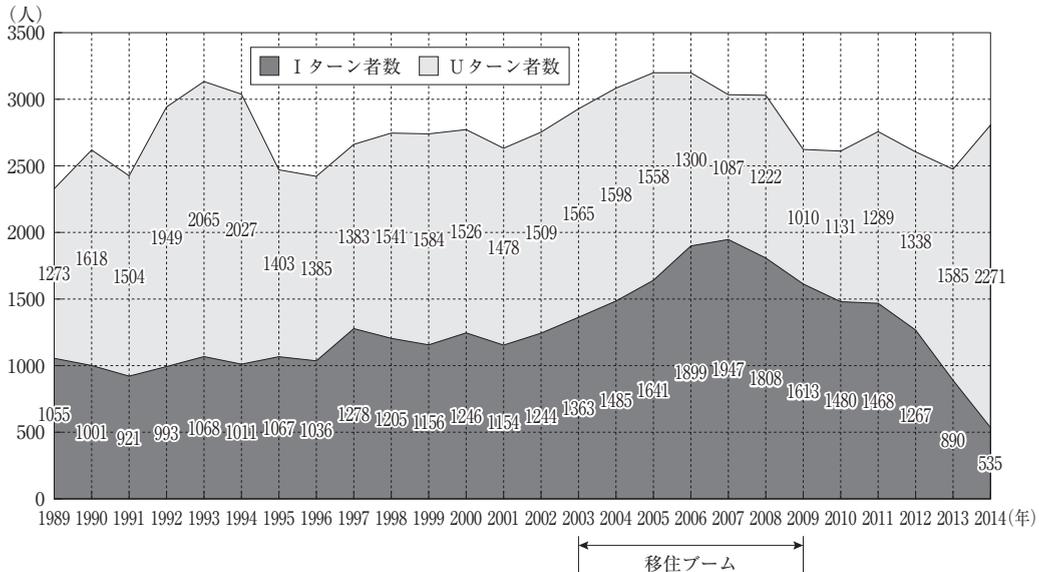
	名称（都市圏）	2010年			2015年		
		人口	DID人口	従常比	人口	DID人口	従常比
1	前橋都市圏	145.3	20.0	1.07	126.3	19.6	1.07
2	宇都宮	112.0	38.4	1.07	110.3	38.5	1.06
3	岐阜	83.1	29.1	1.04	82.3	28.6	1.03
4	那覇	83.0	31.4	1.19	83.0	31.8	1.24
5	高松	83.0	21.2	1.09	81.9	21.3	1.07
6	長崎	80.3	32.7	1.06	78.5	31.4	1.06
7	金沢	74.3	37.7	1.13	74.7	38.7	1.13
8	大分	74.3	32.6	1.04	73.7	34.2	1.03
9	鹿児島	73.1	48.9	1.02	72.4	48.2	1.02
10	徳島	68.0	18.6	1.16	62.2	18.6	1.14
11	水戸	67.8	16.7	1.18	66.9	17.2	1.16
12	福井	66.0	16.7	1.17	64.6	17.7	1.17
13	富山	64.6	22.3	1.11	106.6	23.5	1.10
14	松山	64.2	42.8	1.01	63.7	42.9	1.01
15	長野	60.2	25.3	1.07	58.4	25.5	1.06
16	甲府	60.1	16.1	1.21	58.6	15.4	1.22
17	和歌山	58.4	28.4	1.08	56.9	27.5	1.08
18	山形	54.4	17.8	1.11	52.7	18.0	1.10
19	高知	53.4	27.6	1.04	51.9	27.1	1.04
20	津	51.2	13.4	1.04	49.9	13.3	1.05
21	宮崎	50.6	27.6	1.02	50.2	27.8	1.01
22	盛岡	47.4	23.0	1.11	47.0	23.7	1.10
23	福島	45.6	18.7	1.06	45.1	19.2	1.06
24	秋田	41.2	25.4	1.08	39.7	25.0	1.08
25	佐賀	40.5	13.8	1.12	39.8	13.9	1.12
26	青森	32.5	22.9	1.03	31.0	22.4	1.03
27	山口	31.3	9.1	1.02	31.3	9.9	1.02
28	松江	29.2	10.4	1.08	28.4	10.5	1.06
29	鳥取	23.9	9.9	1.07	23.2	10.0	1.06
	合計	1,818.9	698.5	—	1,811.2	701.4	—
	全人口比（%）	14.3	5.5	—	14.3	5.5	—

注・1は前橋・高崎都市圏 4は那覇・浦添都市圏。

注：大津市、奈良市は京阪神都市圏を構成するので除かれる。

出所：表4に同じ。

[図2] 沖縄県石垣市における転入者数の推移



出所：「石垣市人口ビジョン」2015年7月から転載。

政府に強い決意で政策を立案し、果敢に実行することを求めたい。ついで第3、第4類型の地域を多く抱える府県、市町村の役割が決定的に重要である。両類型の振興はひとり当該地域だけの問題ではなく、国土保全と国民生活全体の近未来にとって欠かせないことをしっかり認識し、雇用・人口増加の政策立案と実行に取り組むことが望まれる。

第4類型における雇用・人口増の課題は決して容易ではない。2010-2015年1,719市町村のうち人口増は303自治体(全体の17.6%)、人口減少は1,419(同82.5%)、このうち5%以上の人口減は834自治体(同48.5%)である。つまり約半数の市町村において、年平均1%以上人口が減少している。しかしこの中であって、人口3万人以上の自治体ではほとんど唯一と言ってよい成功事例がある。沖縄県石垣・竹富地域である。

石垣市の人口は2015年47,564人(国勢調査、以下同じ)、2000年43,302人から4,262人の増加(9.8%、15年間の年平均284人)、1995年比で5,787人(13.9%、20年間の年平均289人)の増加である。一方で一定の自然増(出生数-死亡数)があるものの、この主たる中身は転入超過(社会増=転入-転出)にある。2009年以降は転出超過または転出入均衡の傾向にあるが、これを自然増(2016年に179人)が補って全体として人口増加は続いている。転入の規模が2,800~3,300人(2016年3,113人)に達することが決定的に重要である。1000人規模の県外出身者のうち東京圏が40~50%占め、次いで関西圏がつづく。しかも男女とも「25~29歳、30~34歳」の年齢層の転入が多いことは、一定水準の出生数を維持することに貢献している。(図2参照)

隣接する竹富町は9つの有人島からなり、町役場は石垣港離島ターミナル付近に位置するが、石垣市と経済生活圏として密接な関係を有し、1つの中小都市・農村圏を構成する。竹富町の人口は2000年の人口3,551人から2005年に4,192人まで増加、2010年に3,859人へと減少したものの、以後増勢に向かい2015年3,998人、2000年比で447人の増加である。

当然のことながら、石垣市における2,500~3,200人規模の転入者数は、雇用・仕事の創出・増

加に支えられている。この数値結果を見て、「石垣島には亜熱帯の植物や果物が茂り、豊かな自然や伝統文化が醸すロマンあふれる離島」であることを根拠に、人は特別な例外であるとの印象を持ちやすい。しかし、これは大きな誤りである。われわれはその要因を次の6点にまとめている。①ツーリズム産業の伸長・拡充 ②亜熱帯気候や資源を生かした農畜水産業の拡充 ③市街地、農村部の計画的インフラ整備 ④開放的な市民（住民）意識 ⑤公務就労者の増勢 ⑥関係者の協同、²²⁾連携。

ま と め

われわれは地域経済不均衡発展の理論において地域類型論が核心的意義を持つこと、及び、それがこれまで十分に認識されなかったことを示した。次いで20世紀後半以降、地域類型は特に先進諸国では次の4つ、メガロポリス、大都市圏、地方中心都市圏、中小都市・農村圏に総括され、地域的不均衡は原理的に大都市圏と中小都市・農村圏との間に存在することを明らかにした。そして、国勢調査と都市雇用圏論による圏域設定・人口推計に基づいて地域的不均衡の実態を検証し、きわめて深刻化していることを摘出した。

地域的不均衡は過度集中下の首都圏などメガロポリス、大都市圏、他方では停滞と維持可能性の低下に苦しむ中小都市農村圏・地方中心都市圏の双方にとって憂慮すべき段階に入っている。後2者の振興は当該地域だけの問題ではなく、食料自給や清浄な水、空気の保全の観点から前者における住民の生存と生活に深くかかわる。

不均衡是正の基本的課題の1つとして、「300万人の雇用を含む人口500万人」を第1類型、第2類型から第3、第4類型に移動させる政策の確立を提起した。中小都市・農村圏における雇用・人口の増加を図る政策の実行は決して容易な課題ではないが、この達成なくして、わが国の近未来は決して明るいとは言えない。

注

- 1) 首都圏、大都市圏、地方中心都市圏（県庁所在市など）の内部の郊外において人口増を実現している市町村は相当数存在する。しかし、中小都市・農村圏においては人口5000人未満の自治体の中に移住者の増加で微増の町村は存在するが、3万人以上の自治体にはほとんどない。この状況下で沖縄県八重山諸島に位置する石垣市、竹富町は一つの経済生活圏＝石垣・竹富地域を形成し、この20年以上にわたって雇用・人口増を継続してきた。これは日本の中小都市・農村圏において唯一の事例と見られる。
- 2) 本稿の地域類型論は日本地域経済学会・29回全国大会（仙台・東北学院大学2017年12月9-10日）において平剛氏（沖縄国際大学）と共同で発表した研究「雇用・人口増の続く離島都市・石垣一産業・雇用政策の成功事例分析」の前半部分で提起した。
- 3) 八田達夫編著（2006）『都心回帰の経済学』p.6 及び p.8.
- 4) レーニン、V. I. 『帝国主義論』（1916）は不均衡発展論の研究に長く大きな影響を与えた。そこでは資本財生産部門と消費財生産部門、都市と農村、本国と植民地の間における不均衡発展（第1形態）と先発帝国主義国（20世紀初頭のイギリス、フランス）と後発帝国主義国（ドイツ、日本）間における不均衡発展（第2形態）を区別したうえで、さし迫る帝国主義世界戦争の必然性を明らかにするた

めに、技術革新・生産性上昇の差異、資本輸出（証券投資、直接投資）の重要な意義をふまえて国際的不均等発展を中心テーマとした。

- 5) 中村剛治郎 (2018) は、経済的不均等発展論の学説史をミュルダール, K. G. からハーシュマン, A. 従属学派, ウォーラースティン, I. レーニン, V. I. 島恭彦, 近年では中村剛治郎, ハーヴェイ, D. ポーター, M. クルグマン, P. ジェコブス, J. などの理論を素描, 紹介している。本稿では地域経済的不均等発展論に対象を絞り, これと地域類型論との関係を中心に考察する。また地域経済学の系譜, 潮流を総括した中村剛治郎 (1990) は, 新古典派経済学, 政治経済学, 経済地理学, 空間経済学に立脚した各地域経済学について詳しい紹介, 検討を行っている。また地域経済的不均等発展は「都市と農村の対立」と並ぶ「政治経済学の地域経済分析の2つの基本視角の1つ」として位置づける。
- 6) 地域経済的不均等発展や地域的不均衡を肯定的に評価する八達夫編著 (2006) では東京, 大阪など大都市への集中は地価上昇, 混雑問題の発生を伴い, 解消のためのコストが必要になるが, 集積の利益による便益の方がはるかに大きいとする実証分析を行っている。同書, 第3, 5, 7の各章参照。環境保全や, 地震対策にも言及しているが, 説得力が高いとは言えない。また中小都市・農村圏に広がる広大な国土は労働力・人口の減少下では維持・保全が不可能ではないか。
- 7) DID は次の2つの条件を満たす地区の人口である。基本単位区の人口密度 4000人 /km² 以上の地区が連続していること (密度基準), 隣接する基本単位区との合計人口が5000人以上 (規模基準) であること。
- 8) 中村剛治郎 (2018), p. 92。同氏は島説を次のように批判している。「島恭彦の地域的不均等論は現代資本主義という体制の批判に還元しているために, そのもとで限界があるにしても地域経済の発展を考える政策論が出てこない」中村剛治郎 (1990) p. 154。
- 9) 宮本憲一 (1980)『都市経済論』(筑摩書房) は, 地域経済不均等発展の結果である大都市化の特徴を5点に整理し, 第4点に「モータリゼーションと生活様式の全国的画一化」をあげる。都市的生活様式の農村への普及, 浸透を示唆しているが, これらが「中小都市・農村圏」という「経済生活圏」を創出したと規定するまでには至っていない。pp. 101-105 参照。
- 10) 中村剛治郎 (1990) は, 政治経済学の地域経済分析の基本視角として「都市と農村の対立」をあげる。しかし農村にも都市的生活様式が浸透し, 全般的都市化が進んでいることなどを根拠に都市・農村2分論で20世紀後半の地域経済分析は無理になっていることをふまえて, 「都市と農村の対立という視角の射程が問われ, 現代の分析視角として再確立が求められる」(pp. 149-150) とする。他方では大都市圏と地方圏, 中枢大都市と周辺郊外, 地方圏における中心都市と農村の対立に関して, 「地域構造は都市と農村の重層的対立構造として把握できる」(p. 149) とも述べ, 都市農村2分論の枠組みにとどまっている。また同 (2004) は同氏の研究の集大成であるが, 不均等発展論は「第1章地域経済学の方法論的検討」の「5 福祉国家の地域政策と地域経済的不均等発展」で取り上げられているだけで, 同書全体を貫く視角とはなっていない。このため同書のダイナミクス (動態的分析) が脆弱になっているように思われる。
- 11) 千葉昭彦 (2007) p. 23.
- 12) 岡田知弘氏 (第8章) や鈴木誠氏 (第6章) らが参加した中村剛治郎編著 (2008) は, 「第I部 日本の大都市圏 (世界都市・東京, 横浜・川崎の分析), 第II部 日本の地方都市と地域システム (福岡, 札幌, 金沢, 愛知県西三河地域, 岐阜県大垣市の分析), 第III部 日本の農山村地域経済 (岡山県真珠村, 大分県湯布院町の分析) となっている。個別の分析には評価すべき内容があるが, 十分意識しないままに理論的には都市・農村2類型論にとらわれている。
- 13) 国土交通省のホームページによる。http://www.mlit.go.jp/yougo/j-t2.html
- 14) 松原宏編著 (2014) p. 6。同氏はさらに「移動速度の相対的に遅いヒトやモノの場合は圏域を形成することが多いのに対して, ……情報やマネーの場合は圏域が形成されず, 点と線を結ぶネットワーク型となることが多い」と述べる。同書 p. 14.
- 15) 金本・徳岡両教授によると, アメリカでは行政予算局が, 1947年に初めて都市圏の公式の定義を与

えて以降、数次の改定を得て定着している。これに対して日本では1995年国勢調査時点で7つの大都市圏と4つの都市圏が設定されているに過ぎなかった。また総務省統計局（1999）『大都市圏の人口』、三菱総合研究所（1999）『都市圏別人口推計調査報告書』、日本産業消費研究所（2000）『変貌する都市圏—人口動態に見る全国452都市圏の盛衰—』において都市圏の設定基準、都市圏の数と規模が示されている。

- 16) 東京大学空間情報科学研究センターによると、都市雇用圏は金本良嗣、徳岡一幸（2002）によって提案された都市圏で、山田浩之・徳岡一幸（1983）による標準大都市雇用圏（Standard Metropolitan Employment Area）を最近の状況に合うように改訂したものである。
- 17) 金本・徳岡（2002）p.14. 山田・徳岡（1983）の都市雇用圏概念では、中心都市は1つに設定されていた。
- 18) 東京大学空間情報科学研究センター公表のデータによる筆者の計算によると、2015年の大都市雇用圏100圏域の人口7,800.2万人、全人口比61.4%、小都市雇用圏122圏域人口1,173.7万人、同9.2%である。同センターは1980年以降の国勢調査にもとづいて都市雇用圏（UAE, Urban Employment Area）の人口推計を行い、次のホームページで公表している。本稿の地域類型論の統計的基礎は、この推計である。http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/UEA/uea_code.htm
- 19) 小塩篤史（2015）p.1.
- 20) 小塩篤史（2015）pp.1-3.
- 21) 増田寛也編著（2014）は人口再生産を中心的に担う「20-39才の女性人口」について、東京への人口流入は収束しないと想定して2010年を基準に、市町村別の2040年までの人口動態を推計した。その結果「20-39才の女性人口」が5割以下となるのは896自治体、全体の49.8%にのぼり、これらを消滅可能都市とした。このうち2040年に人口1万人未満の523自治体（全体の29.1%）は消滅可能性が高いとした。pp.29-31 及び「第1章 極点社会の到来」参照。
- 22) 石垣・竹富地域の雇用・産業政策の分析について詳しくは内山昭（2017）を参照。

〈参考文献〉

- 千葉昭彦（2007）「地域的不均等論の再検討と地域問題へのアプローチ」経済地理学会『経済地理学年報』53巻.
- 八田達夫編著（2006）『都心回帰の経済学—集積の利益の実証分析。』日本経済新聞社
- 飯田康之編著（2017）『これからの地域再生』晶文社
- 金本良嗣・徳岡一幸（2002）「日本の都市圏設定基準」応用地域学会『応用地域学研究』第7号.
- 小塩篤史（2015）「地域活性化のための地域類型に関する研究」地域活性学会第7回研究大会発表論文
http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/UEA/uea_code.htm
- 小内透（2005）「地域的不均等発展と地域社会類型」北海道大学『調査と社会理論』研究報告書20『戦後日本の地域的不均等発展と地域社会類型の新段階』（第4章）
- 増田寛也編著（2014）『地方消滅』中公新書
- 松原宏編著（2014）『地域経済論入門』古今書院
- 宮本憲一（1982）『現代の都市と農村』NHK出版協会
- 宮本憲一・横田・中村剛治郎編著（1990）『地域経済学』有斐閣
- 中村剛治郎（1990）「地域経済学の潮流」宮本ほか編著『地域経済学』所収
同（2004）『地域政治経済学』有斐閣
同（2018）「現代地域経済学の構築を求めて(1)」
- 龍谷大学政策学部『龍谷政策論集』7（1・2合併号）pp19-34
同（2018）「不均等発展」経済地理学会編『キーワードで読む経済地理学』所収、原書房
同編著（2008）『基本ケースで学ぶ地域経済学』有斐閣
- 岡田知弘（2005）『地域づくりの経済学入門—地域内再投資力論』自治体研究社

- 岡田知弘・川瀬光義・鈴木誠・富樫幸一（2002）『国際化時代の地域経済学・改訂版』有斐閣
東京大学 空間情報科学研究センター（5年毎）.“都市雇用圏—Urban Employment Area—”
富山和彦（2014）『なぜローカル経済から日本は甦るのか』PHP新書
内山昭（2010）「外部経済の理論と農村財政の課題」『地域経済学研究20号』所収
同（2017）「地域間格差の深刻化と地方都市・農村圏の振興—沖縄県・石垣・竹富地域の成功要因と課題」『税制研究』誌73号所収
同（2017）「グローバル資本主義と国民国家の新しい役割」『立命館経済学』誌65巻6号所収
山田浩之・徳岡一幸「わが国における標準大都市雇用圏：定義と適用——戦後の日本における大都市圏の分析(2)」, 『経済論叢』京都大学, 1983, 第132巻3・4号
山田浩之・徳岡一幸編（2007）『地域経済学入門 新版』有斐閣